

加入手続きについて

ステップ1

同封の加入依頼書に必要事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、ご返送ください。

ステップ2

ご申告いただいた世帯数分の制度掛金を払込みください。
(振込手数料はご加入者様負担となります。)

ステップ3

4月下旬頃に学校宛てに各種資料をお送りします。ご確認のうえ大切に保管してください。

2025年3月22日(土)までに全てのお手続きが完了するように余裕をもってお手続きください。

契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をこの保険の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校などに提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いにつきましては、重要事項説明書にてご確認ください。

事故時の請求手続き

ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店・扱者」宛てに事故の内容をお知らせください。

ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項をご記入・ご捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、ご指定の口座に保険金をお支払いします。

※1 事故発生後30日以内にご連絡ください。(手續方法等は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。)

※2 請求額が10万円以下で、治療期間が3ヶ月以内の場合、診断書を省略できる場合があります。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名・ご捺印が必要となります。

●事故の際の連絡先

0120-56-2574 (通話料無料)
(月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く

FAX:077-514-0510
滋賀県公立高等学校PTA連合会
「PTA団体傷害保険制度」事故受付係

■団体契約者

滋賀県公立高等学校PTA連合会

〒520-0844 滋賀県大津市国分1丁目15-1 (滋賀県立石山高等学校内)

■当制度に関するお問合せ先 (取扱代理店・扱者)

有限会社 峯森保険事務所

〒524-0004 滋賀県守山市笠原町869-27
TEL:077-514-0500

(受付時間:月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く
担当者: 峯森 豊

■引受保険会社

AIG損害保険株式会社

滋賀支店

〒525-0031 滋賀県草津市若竹町1-40 OHビル草津3F
TEL:077-501-3930 FAX:077-501-3965
(月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く

引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

D-007504 (2026-03)

PTA会員の皆様へ

2025年度版

滋賀県公立高等学校PTA連合会

PTA総合補償制度 ご加入のご案内

PTA活動の安心のために

PTA総合補償制度は、単位PTAあるいは会員校の児童・生徒およびPTA会員(保護者・教職員)等に生じるPTA活動中のさまざまな事故を幅広く補償します。

傷 害 (PTA団体傷害保険)

児童・生徒

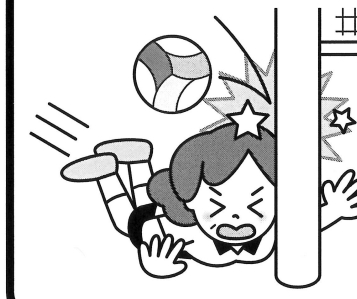
児童がPTA活動中にケガをした



被保険者(保険の対象となる方)

PTA会員

保護者会員がPTA共催の運動会でケガをした



PTAが事前に認めた参加者

PTA安全パトロール中にケガをした



- PTA会員(保護者・教職員)およびその学校に通学する児童・生徒
- PTA会員の同居の親族
- PTA行事(*1)への参加が事前にPTAより認められている方

(*1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

ご加入いただく皆様へ

別紙の補償概要および重要事項説明書には、ご契約にあたっての重要な事項(「契約概要」・「注意喚起情報」)が記載されていますので、必ずご一読ください。
特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。

PTA総合補償制度はPTA活動中の児童・生徒・保護者・教職員の皆さまのさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

〈PTA 団体傷害保険〉

	補償の内容	補 償 例	Aプラン(保険金額)
傷害(ケガ)の補償	●PTA行事参加中の事故 ・PTA連合会や単位PTAが主催・共催する行事中に被ったケガを補償します。 ・PTA行事への往復途上も対象となります。 ・細菌性食中毒も補償の対象となります。 ・日射または熱射を原因とする熱中症も補償の対象になります。	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、22日間入院。 支払保険金:55,000円 ・保護者がPTA主催のスポーツ大会でケガをして75日間通院。 支払保険金:112,500円	死亡保険金額 422万円
			後遺障害保険金 (障害の程度によって) (上記死亡保険金額の) 4%~100%
			入院保険金日額 (180日限度) 2,500円
			手術保険金 (1事故につき1回) (手術の際の入院の有無によって) 10倍・5倍 (上記入院保険金(日額)の) (入院中・入院中以外)
			通院保険金日額 (90日限度) 1,500円
	制度掛金 (1世帯あたり)		100円

※補償内容の詳細や保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いしない主な場合は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

保 険 期 間

2025年4月1日 午後4時より
2026年4月1日 午後4時まで

お手続き 加入依頼書および制度掛金の納付は3月22日(土)必着をお願いします。
※手続きが遅れると補償開始日が遅れる場合がありますのでご注意ください。

制 度 掛 金

PTA団体傷害保険
100円 × (世帯数+教職員数) = 制度掛金

※別紙のPTA団体傷害保険制度加入報告書にてお申込みをお願いします。

保険用語のご説明

あ	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、摂取したことによる急性中毒を含みます。 (注)「細菌性食中毒補償特約」付帯の場合は、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も含みます。 【死亡・後遺障害・入院・手術・通院】 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。上記3要件に該当しない、例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象になりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
は	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象になりません。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	保険期間	引受保険会社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に引受保険会社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり引受保険会社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、引受保険会社が支払う保険金の額または保険金の限度額をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みを行い、保険料を払い込む方をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から引受保険会社へ払い込みいただく金銭をいいます。

事故が発生したときの手続き（PTA団体傷害保険）

事故が発生した場合には、30日以内に取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、引受保険会社に事故の内容をご通知いただく際知っている事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合などには、引受保険会社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、ご注意ください。

- (ご注意)
1. 保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」、「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することがある場合があります。
 2. 保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。
 3. 保険金のお支払いは口座振込で行ないます。口座の名義人は保険金請求者の名義人と同一にしてください。

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
滋賀支店

〒525-0031 滋賀県草津市若竹町1-40 OHビル草津3F
TEL:077-501-3930 FAX:077-501-3965
(月～金 午前9:00～午後5:00) 土・日・祝日・年末年始を除く

別紙「PTA総合補償制度ご加入のご案内」とともにご覧ください。

滋賀県公立高等学校PTA連合会 PTA総合補償制度の補償概要

PTA団体傷害保険

(傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+)
細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約

補償項目	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	- 故意または重大な過失 - 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 - 自動車（自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ - 病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ（例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など） - 入浴中の溺水（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） - 妊娠・出産・早産 - むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの - 地震・噴火またはこれらによる津波 - 戦争・革命・内乱・暴動 - 放射線照射・放射能汚染 - 被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 - 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象とならうべき児童・生徒のケガ …など
後遺障害保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象）	
手術保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度） ① 入院中に受けた手術の場合[入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合[入院保険金日額×5]	
通院保険金	被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中のケガにより通院（通院に準じた状態（※1）および往診を含みます。）した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。（1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度） （※1）骨折・脱臼・靱帯損傷などで、保険の約款に定める部位（長管骨・脊柱など）を固定するためにギブスなど（※2）を常時装着した状態をいいます。 （※2）固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	

(注1) 被保険者(保険の対象となる方)は次に掲げる方となります。

1. PTA会員およびその学校に通学する児童・生徒
2. PTA会員の同居の親族
3. PTA行事(*)への参加が事前にPTAより認められている方

(*) PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません)にもとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注2) 各特約がセットされている場合は、以下内容も含みます。

細菌性食中毒補償特約	ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
熱中症危険補償特約	ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。

(※)「PTA行事参加中」とは次の間をいいます。

1. 被保険者の所属するPTA(単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織)の管理下(指揮、監督および指導下)においてPTA行事に参加している間
2. PTA行事に参加(集合から解散まで)するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中